十一　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、学校における芸術に関する教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

十二　教育関係職員その他の関係者に対し、学校における芸術に関する教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

第百七条から第百十一条までを削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成三十年十月一日から施行する。

（文化審議会令の一部改正）

第二条　文化審議会令（平成十二年政令第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

第九条中「長官官房政策課」を「企画調整課」に改め、同条ただし書中「文化部」及び「長官官房」を削り、「文化財部伝統文化課」を「文化財第一課」に改める。

（独立行政法人日本芸術文化振興会法施行令及び独立行政法人国立美術館法施行令の一部改正）

第三条　次に掲げる政令の規定中「文化部芸術文化課」を「企画調整課」に改める。

一　独立行政法人日本芸術文化振興会法施行令（平成十五年政令第三百七十号）第三項

二　独立行政法人国立美術館法施行令（平成十八年政令第百六十二号）第三項

（独立行政法人国立文化財機構法施行令の一部改正）

第四条　独立行政法人国立文化財機構法施行令（平成十八年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第三項中「文化財部美術学芸課」を「企画調整課」に改める。

文部科学大臣　林　芳正
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

農林水産省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年九月二十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

政令第二百六十七号

農林水産省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「、土地改良事業計画の技術的な基準」を削る。

第七十二条第二項中「農村環境課」を「鳥獣対策・農村環境課」に改める。

第七十七条（見出しを含む。）中「農村環境課」を「鳥獣対策・農村環境課」に改め、第二号を削り、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　鳥獣害の防除に関すること。

第七十七条第五号を削る。

第七十八条中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　土地改良事業計画の技術的な基準に関すること。

附　則

この政令は、平成三十年十月一日から施行する。

農林水産大臣　齋藤　健
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年九月二十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

政令第二百六十八号

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律（平成三十年法律第十七号）附則第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成三十年十月一日とする。

防衛大臣　小野寺五典
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年九月二十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

政令第二百六十九号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第六十六号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行期日は、平成三十一年六月一日とする。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉
総務大臣　野田　聖子
文部科学大臣　林　芳正
厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　松山　政司
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　小此木八郎
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　中川　雅治